



唐津市告示第111号

唐津市指名停止措置等に係る建設工事請負契約締結に関する要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

唐津市長 坂井俊之



唐津市指名停止措置等に係る建設工事請負契約締結に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、唐津市が発注する建設工事の請負契約締結にあたり、契約の相手方として不相当である者との契約締結を規制することを目的とする。

(対象工事)

第2条 この要綱の対象となる建設工事は、予定価格が130万円を超えるもので、競争入札に付した建設工事とする。

(契約の非締結)

第3条 落札決定通知後に契約の相手方となるべき者（共同企業体の場合は構成員を含む。）が、契約締結の日までに唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成26年告示第59号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止の措置を受けたときは、当該契約を締結しないことができるものとする。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により唐津市議会の議決を要する建設工事の落札決定後に仮契約を締結した者（共同企業体の場合は構成員を含む。）が、本契約としての効力が生ずる日までに指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けたときは、当該仮契約を解除することができるものとする。

(事前告知)

第4条 前条の規定により契約締結を規制することについては、入札の公告又は指名通知を行う際に告知するものとする。

(通知)

第5条 第3条の規定により契約を締結しない、又は仮契約を解除することとなったときは、契約の非締結通知書（第1号様式）又は工事請負仮契約解除通知書（第2号様式）により相手方に通知するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長



契約の非締結通知書

年 月 日付け唐 第 号により落札決定通知をした次の工事について、貴社が唐津市指名停止措置等に係る建設工事請負契約締結に関する要綱第3条第1項に該当すると認めたので、第5条の規定により契約を締結しないことを通知します。

- 1 工 事 名
- 2 契約予定金額
- 3 非締結の理由

第2号様式（第5条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長



工事請負仮契約解除通知書

年 月 日付けで貴社と仮契約を締結した次の工事について、貴社が唐津市指名停止措置等に係る建設工事請負契約締結に関する要綱第3条第2項に該当すると認めたとしたので、第5条の規定により当該仮契約の解除を通知します。

1 工 事 名

2 契 約 金 額

3 仮契約解除の理由

唐 津 市